



市章

彦根市公報

令和4年(2022年)12月15日

第1882号

木曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 告示

- 273 彦根市指定下水道工事店の指定の取消し(上下水道総務課)..... 2
- 274 彦根市指定下水道工事店の指定(新規)(上下水道総務課)..... 2
- 275 彦根市議会定例会の招集(企画課)..... 2
- 276 彦根市功労者名簿に登載した者の表彰事項の大要(総務課)..... 2
- 278 介護担当機関の指定(社会福祉課)..... 2
- 279 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 3
- 280 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 4
- 281 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 4

○ 公告

- 犬の抑留について公告(生活環境課)..... 5
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 5
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 6

○ 教育委員会告示

- 16 彦根市教育委員会会議の招集(教育総務課)..... 6

○ 選挙管理委員会告示

- 44 彦根市選挙管理委員会の招集..... 6
- 45 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数..... 7

○ 農業委員会告示

- 13 彦根市農業委員会定期総会の招集..... 7

告示

彦根市告示第273号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第12条第1項第1号の規定により、下記のとおり指定を取り消したので、同規則第13条の規定により告示する。

令和4年11月17日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	届出区分	業者名	営業を廃止した日
第512号	営業の廃止	SEN	令和4年9月4日

彦根市告示第274号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第6条の規定により、令和4年9月5日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和4年11月17日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	業者名	代表者名	所在地
第650号	株式会社SEN	川岸 桂悟	彦根市西今町672番地

彦根市告示第275号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条の規定により、令和4年11月彦根市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和4年11月21日

彦根市長 和田裕行

記

1 期日 令和4年11月28日

2 場所 彦根市議会議場

彦根市告示第276号

令和4年11月20日付けで彦根市功労者名簿に登載した者の表彰事項の概要を、彦根市功労者表彰条例(昭和46年彦根市条例第6号)第5条の規定により、下記のとおり公示する。

令和4年11月21日

彦根市長 和田裕行

記

氏名	該当事項
小山 茂隆	体育功労
小川 喜三郎	市議会議員功労
矢吹 安子	市議会議員功労

彦根市告示第278号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、介護扶助および介護支援給付のための介護担当機関を下記のとおり指定した。

令和4年11月28日

彦根市長 和田裕行

記

指定する事業所等の名称	指定する事業所等の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
友仁訪問看護ステーション河原町	彦根市竹ヶ鼻町80番地	医療法人 友仁会 理事長 矩照幸	彦根市竹ヶ鼻町80番地	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和4年 11月1日

彦根市告示第279号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年12月1日

彦根市長 和田裕行

記

- 移動理由
条例第10条に該当したため
- 移動区域
彦根駅前自転車等放置禁止区域
- 移動日時
令和4年10月20日午後1時頃
- 保管場所
彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)
- 保管期間
告示の日から3箇月間
- 返還日および返還時間
 - 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
 - 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 返還手続
次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。
 - 自転車等の鍵
 - 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
 - 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 問合せ先
彦根市都市建設部交通対策課(電話30-6134)

彦根市告示第280号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年12月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

南彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和4年10月21日午後1時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日および返還時間

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話30-6134)

彦根市告示第281号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年12月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和4年10月3日午後2時頃
令和4年10月20日午後2時頃
令和4年10月26日午後2時頃
令和4年10月27日午後2時頃
令和4年10月28日午後2時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通対策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134)

公告

犬の抑留について公告

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第7項の規定により、次のとおり抑留されたので、所有者は、滋賀県動物保護管理センター所長に申し出て引き取って下さい。なお、所有者が引き取らないときは、同条第9項の規定により処分されます。

令和4年11月18日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年11月21日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市開出今町1413番地6 アコウ有限会社	彦根市開出今町字北七溝 田1414番1、1414番4の	4,546.42 m ²	令和4.11.21	880

取締役 辻井 正嗣	一部、1414番7の一部、1414番8、1414番9、1416番、1417番1、1421番の一部、1422番1の一部、1423番、1424番、1413番8の一部、1413番9の一部、1413番10および1413番11			
-----------	--	--	--	--

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年11月21日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市日夏町字茶屋前町1680番1	456.45 m ²	令和4.11.21	934

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第16号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和4年11月16日

彦根市教育委員会
教育長 西嶋良年

記

- 日時 令和4年11月24日(木)午後1時30分から
- 場所 彦根市役所本庁舎第5-1、5-2会議室
- 議題
(1) 令和4年11月補正(第10号補正)予算案について

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第44号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和4年11月30日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬毅

記

- 日時 令和4年12月1日(木) 午前9時30分
- 場所 彦根市役所本庁舎 会議室2-1

3 議題

- (1) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
- (2) 永久選挙人名簿の定時登録について
- (3) 彦根市議会議員一般選挙の選挙期日について
- (4) 彦根市議会議員一般選挙における選挙時登録の登録基準日等について
- (5) 彦根市議会議員一般選挙の投票用紙の様式について
- (6) その他

彦根市選挙管理委員会告示第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和4年12月1日現在において次のとおりである。

令和4年12月1日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野瀬 毅

50分の1の数	1,832人
6分の1の数	15,260人
3分の1の数	30,520人

農業委員会告示**彦根市農業委員会告示第13号**

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和4年12月1日

彦根市農業委員会

会長 田中金二

記

- 1 日時 令和4年12月8日(木) 午後1時30分から午後4時まで
- 2 場所 彦根市役所5階 会議室5-1、5-2
- 3 議題
 - (1) 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (2) 彦根市農用地利用集積計画(案)について